

別表七（三）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が法第59条第1項又は第2項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》（同項にあっては、震災特例法第17条第1項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。2において同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「他の通算法人のうちに法第59条第2項の規定の適用を受ける法人がある場合」の各欄は、他の通算法人のうちに法第59条第2項の規定の適用を受ける法人がある場合に記載します。この場合において、「所得金額基準額6」の欄の記載に当たっては、「(4)又は」を消します。
- 3 「(12)のうち特定欠損金額に係る控除未済額13」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度が法第57条第2項又は第4項《欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の欄に内書きした金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号《欠損金の通算》に規定する最初通算事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、別表七(二)「14」の欄に内書きした金額を記載します。